

## あそじのスイッチ

# イベント情報

問 かたのツーリズム推進協議会☎070-7528-6174



かたのスイッチ



### 交野山ナイトHike

冬は空気が澄んで景色がよく見えます。冬の山は寒いですが、防寒対策をばっちりしてステキな夜景を眺めましょう。

日時 12/7(土)16:30~

集合 交野里山ビジターセンター

定員 20人 費用 2,000円

※登山装備・ヘッドライト等の貸し出しあり。

申込 かたのスイッチホームページまたは 電話でかたのツーリズム推進協議会

# 2020年新春 獅子窟寺 激坂早駆! 開運奪取!

獅子窟寺参道の坂を駆け上がるタイムトライアル レースを今年も開催します。急な激坂を駆け上が り、交野の一番福をつかみ取れ!

レース後は、みんなで国宝の薬師如来坐像を拝観し、一年の幸せを祈念しましょう。

日時 令和2年1/5(日)12:00から順次スタート

受付 10:30から森区民ホール

種目 ▷一般個人【男子・女子】(高校生含む)

▶ファミリー【大人(18歳以上)と

子ども(小学生)各1人】

費用 一般個人1.980円、ファミリー1組1.980円

定員 198人程度(獅子窟寺の標高198mにちなんで)

申込 12/26(木)までにWEB予約



## 開運奪取運営 サポートスタッフ募集

ランナーを支えるスタッフや大会の盛り上げ隊として の協力者を募集しています。

詳細はホームページをご覧ください。

https://katanoswitch.jp/katanoevent/sisikutsuji2020/

# 事業者のみなさんへ 税に関するお知らせ

問 税務室☎892-0121

#### ■給与支払報告書の提出をお願いします(市・府民税)

令和2年1月1日現在、交野市に居住する人に給与・賃金など(専従者給与・パート・アルバイト代含む)を支払った人(給与支払者)は、交野市宛てに給与支払報告書を提出してください。提出の際は「令和2年度市町村に提出する給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書」などを参考にしてください。

提出書類 給与支払報告書(総括表と個人別明細書)

提出期限 令和2年1/31(金)まで 提出先 市役所本館1階 税務室市民税係 ※eLTAXでの提出も可能です。

#### ■特別徴収をお願いします(市・府民税)

特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与を支払う際に従業者の市・府民税を差し引いて、納税義務者である従業者に代わって、従業者の居住する市町村に納入する制度です。また、地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は特別徴収義務者として、市・府民税の特別徴収を行うことと定められています。

府と府内市町村では、平成30年度から原則、全ての給与支払者を特別徴収義務者に指定し、市・府民税からの特別徴収を徹底しています。詳細は、府ホームページをご覧ください。

#### ■償却資産の申告をお願いします

事業用の固定資産(土地・家屋・自動車を除く)は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。市内で 償却資産を所有している個人・法人は令和2年1月1日現在の資産状況を申告してください。

提出書類 償却資産申告書(および種類別明細書) 提出期限 令和2年1/31(金)まで ※eLTAXでの提出も可能です。

#### 【申告対象資産の例】

- ▶舗装路面、門、塀、外構工事、看板、屋外給排水設備など(駐車場・アパート経営)
- ▶各種産業用機械および装置(土木・建設・医療用など)
- ▶机、椅子、ロッカー、パソコン、エアコンなどの備品

# 住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額

🛅 梲務室 ☎892-012

下表の要件を満たす住宅改修工事を行った場合、申告により家屋の固定資産税が減額されます。

下式の女性を同じず任日欧彦王子を行うた物古代十日にいうが是の自定兵法が7%以下であり。 1		
耐震改修	バリアフリー改修	省エネ改修 (熱損失防止改修)
S57年1月1日以前に建築された住宅	新築後10年以上経過した住宅(賃貸住宅除く)	H20年1月1日以前に建築 された住宅(賃貸住宅除く)
現行の耐震基準に適合する改修工事	▷65歳以上の高齢者等が居住している ▷床の段差解消、廊下の 拡幅、浴室・トイレの 改良、手すりの取付け 等の改修工事	<ul><li>○現行の省エネ基準に 適合する改修工事</li><li>○窓の断熱改修工事(二 重サッシ化、複層ガラ ス化等)、床・天井・壁 の断熱改修工事</li></ul>
	改修後の住宅の床面積が50㎡~280㎡	
自己負担額50万円以上の工事		
家屋に係る固定資産税 額の2分の1が減額 (1戸あたり120㎡が上限)	家屋に係る固定資産税 額の3分の1が減額 (1戸あたり100㎡が上限)	家屋に係る固定資産税 額の3分の1が減額 (1戸あたり120㎡が上限)
改修工事が完了した年の翌年度分のみ		
	S57年1月1日以前に建築された住宅 現行の耐震基準に適合する改修工事 自家屋に係る固定資産税額の2分の1が減額(1戸あたり120㎡が上限)	S57年1月1日以前に建 築された住宅 新築後10年以上経過した住宅(賃貸住宅除く) D65歳以上の高齢者等が居住している D床の段差解消、廊下の拡幅、浴室・トイレの改良、手すりの取付け等の改修工事

※土地及び都市計画税の減額はありません。また、耐震改修工事の減額は、他の制度と重複適用できません。 申告書等の配布 ▷市役所本館1階 税務室固定資産税係

トホームページ (https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2013111300011/)